

日印特許審査ハイウェイ（PPH）の申請受付の再開について

2020年2月25日

JETRO ニューデリー

2020年2月25日、日本国特許庁(JPO)とインド特許意匠商標総局(CGPDTM)は、日印特許審査ハイウェイ(PPH: Patent Prosecution Highway)に関して、インドが受理する PPH 申請の受付を再開する旨、両庁ウェブサイト¹²でアナウンスした。

なお、インド側の PPH 申請受付は、2019年12月5日に開始したものの、2020年1月頃に申請受付を一旦停止していた。

～概要～

インドにおける PPH 申請の流れ：

1. 出願人が PPH ガイドラインに係る様式 5-1 をインド特許庁に提出、受付
2. その後、インド特許庁が、様式 5-1 に基づき、必須要件を精査
3. 上記精査を通じて、要件を満たすものについて、インド特許庁は早期審査に係る申請様式 18A の提出権限を付与

インドにおける PPH 申請の現状（2020年2月25日時点）及び今後の再開：

1. 2019年12月5日に PPH 申請の受付を開始した。
2. 既に、100件の PPH ガイドラインに係る様式 5-1 を受付けたため、申請受付を一旦停止。そのうち 56 件を受理（56 件がインド特許規則に係る様式 18A を提出する権限を取得）した。
3. 一方で、上記様式 18A の提出権限を得た件数が、PPH ガイドラインによる 100 件に達していないため（残り枠 44 件）、PPH 申請の受付を 2020年3月9日から再開する。
4. PPH 申請の受付は上限を 44 件とする。

詳細はインド特許庁のウェブサイトを参照ください。その他、日印 PPH に関する概要については、2019年11月29日付の JETRO ニューデリー知的財産部の発表資料³もご参照ください。

¹ <https://www.jpo.go.jp/>

² <http://www.ipindia.gov.in/index.htm>

³ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/asia/2019/in/news_20191129.pdf